

令和3年度保険料率に関する広報の実施状況について

令和3年度保険料率に関する広報のポイント

- 令和3年度保険料率は引き上げとなることのほか、以下の事項を広くかつ丁寧に周知すべく、令和3年度2月～3月に掛けて、集中的な広報を実施しました。

(広報のポイント)

① 協会けんぽの財政状況について

- 協会けんぽの財政は、加入事業所の約8割が中小・小規模事業所であることから、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、景気変動の影響を受けやすい脆弱な構造にある。
- また、医療費の支出の伸びが被保険者の賃金の伸びを上回る赤字構造が続いていることに加えて、協会けんぽの支出の約4割を占める高齢者医療制度への拠出金が今後も増大することを踏まえると、財政状況は更に厳しくなることが予想されることから、協会けんぽでは、中長期的な観点から保険料率を設定することとしている。

② 都道府県単位保険料率の設定の仕組みについて

- 協会けんぽの保険料率は、都道府県ごとの医療費水準に基づき算出されており、健診や特定保健指導を通じた疾病予防や、ジェネリック医薬品の使用促進などの取組により、加入者一人当たり医療費が下がれば、保険料率も下がる仕組みである。
- このため、特定健診・特定保健指導、コラボヘルス（健康経営）、ジェネリック医薬品の使用等について、特段のご理解とご協力をいただきたい。

令和3年度保険料率に関する広報の実施状況

令和3年2月	<ul style="list-style-type: none">・納入告知書に保険料額表を同封【本部実施】・健康保険委員向け広報紙への掲載・北海道内の全市町村等に対し、市町村が発行する広報誌等への記事掲載を依頼・メールマガジン特別号の配信・北海道が発行する「広報紙ほっかいどう」（北海道内の全世帯に配布）への掲載
令和3年3月	<ul style="list-style-type: none">・日本経済新聞（全国紙・全15段）への掲載【本部実施】・日経トップリーダー（A4判2頁分）への掲載【本部実施】・日経電車版（東京メトロ内動画広告）への掲載【本部実施】・医療機関待合室映像（サイネージ）への掲載【本部実施】【新】・北海道新聞（全3段）への掲載・北海道新聞（全7段）への掲載（※1）・読売新聞（北海道版・全7段）への掲載・Web（YDN、日経BP、楽天DSP、SmartNews、LINE）への掲載【本部実施】・Web（GDN）への掲載（※2）・北海道内の主要経済団体発行の広報誌への掲載（計10団体の広報誌に掲載）・北海道内の全市町村、全商工会議所・商工会、健診実施医療機関等にポスターの掲示を依頼

※1）掲載した新聞広告に関するモニター調査（500サンプル）も実施（結果は次年度の広報計画に活用）

※2）表示回数350万回以上、クリック回数（協会けんぽホームページ閲覧件数）2万回以上。なお、広告の配信は北海道内でのインターネット接続時に限定（これにより、配信対象は概ね北海道民に限定される）

【参考①】新聞に掲載した広告

北海道新聞
3月22日掲載

全3段広告

協会けんぽ北海道支部にご加入の皆さまへ

令和3年3月分(4月納付分)からの健康保険料率及び介護保険料率のお知らせ

北海道支部の健康保険料率

給与・賞与の 10.41%	給与・賞与の 10.45%
令和3年2月分(3月納付分)まで	令和3年3月分(4月納付分)から

介護保険料率(全国一律) 1.79% ▶ 1.80%

※任意継続被保険者の方は、令和3年4月分(4月納付分)からとなります。

安心と健康を守る保険料!

加入者・事業主の皆さまにご理解・ご協力をお願いしたい3つの取組

- 健康診断・保健指導を始める健康づくり**
定期的健康診断と保健指導を受けることで、疾病の早期発見・重症化予防が可能となるとともに、将来の医療費の節約につながります。
- コラポヘルス**
協会けんぽでは、事業主のご協力を得て、事業所の健康度のアップにつながる取組を盛り込んだ「健康宣言」事業を行っています。
- ジェネリック医薬品の使用促進**
協会けんぽでは、薬代の負担軽減と医療費の節約が可能となることから、ジェネリック医薬品の普及を推進するとともに、時間外受診を控えることなどの上手な医療のかがり方の普及啓発を行っています。

協会けんぽの財政状況は厳しく、皆さまのご協力が必要です。
加入事業所の約8割が中小企業である協会けんぽの財政は、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、景気変動の影響を受けやすい構造にあります。また、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤赤字構造に加え、高齢者医療制度への拠出金が今後も増大することを踏まえ、財政状況はさらに厳しいと懸念しています。協会けんぽでは、こうしたことから、保険料率について、中長期的な観点から設定することとしており、保険財政の安定を図っています。

加入者・事業主の皆さまに取り組みんでいただきたい3つの取組の詳細は、特設サイトからご覧いただけます。

全国健康保険協会 協会けんぽ 北海道支部

お問い合わせはこちらまで
TEL.011-726-0352 (代表) 受付時間：平日8:30~17:15
〒060-8524 札幌市北区7条東4丁目3-1 新北海道ビル4層
https://www.kyokaikenpo.or.jp/ 協会けんぽ

北海道新聞
3月14日掲載

読売新聞(全道版)
3月23日掲載

全7段広告

協会けんぽ北海道支部にご加入の皆さまへ

令和3年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせ

北海道支部の健康保険料率

給与・賞与の 10.41%	給与・賞与の 10.45%
令和3年2月分(3月納付分)まで	令和3年3月分(4月納付分)から

介護保険料率(全国一律) 1.79% ▶ 1.80%

※任意継続被保険者の方は、令和3年4月分(4月納付分)からとなります。

安心と健康を守る保険料!

都道府県間の保険料率の格差は拡大傾向にあり、北海道の保険料率は全国で2番目の高さです

協会けんぽの都道府県保険料率は、主に都道府県ごとの一人当たり医療費の多寡により決定される仕組みであり、全国と比べて一人当たり医療費が高い北海道においては、全国で2番目に高い保険料率となっております。

右のグラフのとおり、都道府県ごとの格差は年々拡大しており、令和3年における北海道の保険料率は、最も低い保険料率の新潟県と比較すると、0.95%ポイントもの差が開いています。

この差(0.95%ポイント)を金額に換算すると
標準報酬月額30万円(報酬月額29万円以上、31万円未満)の場合に負担が生じる健康保険料は、労使合計で月額2,850円、年間で34,200円にもなります。

加入者や事業主の皆さまに、次の5つの取り組みを行っていただくことにより、北海道の医療費の上昇を抑えることができ、保険料率の伸びを抑えることにつながる仕組みとなっております。一体となって皆さまに取り組みんでいただきたい内容につきましては、以下の「加入者の皆さまにお願いしたいこと」をご覧ください。

こうした加入者・事業主の皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力になることをご理解ください。

- 特定健診等の受診**
道民の約半数しか受けていません
加入者の皆さまにお願いしたいこと
この国の医療費が増えるためにも、協会けんぽの健診受診を必ず受けてください。
【加入者ご本人】→ 特定健診(健康診断)の受診
【加入者ご家族】→ 特定健康診査
※協会けんぽの健診には一部費用補助があります
- 特定保健指導の利用**
道民の約1割しか受けていません
加入者の皆さまにお願いしたいこと
健診結果で「生活習慣病の発症リスクがある」と判定された場合は、協会けんぽの特定保健指導を受けますようお願いいたします。
【加入者ご本人】→ Zoom(ビデオ会議ツール)を活用したWEBによる対話も可能です
- 特定保健指導対象者の減少**
道民のメタボ対象者の6割以上が翌年もメタボです
加入者の皆さまにお願いしたいこと
特定保健指導対象者となった場合は、協会けんぽの保健指導のサポートを受けながら、生活習慣の改善に取り組んでください。
【加入者ご本人】→ 特定保健指導の申し込み
- 要治療者の医療機関受診**
道民の約1割しか受けていません
加入者の皆さまにお願いしたいこと
健診結果で「要治療者(要治療者)」の判定を受けた方は、必ず医療機関を受診してください。
協会けんぽでは、上記の判定を受けた方に対し、医療機関への受診を促進するための取組を行っています。
【加入者ご本人】→ 医療機関を受診するための取組
- ジェネリック医薬品の選択**
道民の約8割近くの方が使用していません
加入者の皆さまにお願いしたいこと
病院や薬局でお薬を受け取る際は、積極的にジェネリック医薬品(後発医薬品)を選択しましょう。
協会けんぽでは、上記の判定を受けた方に対し、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の選択を促進するための取組を行っています。
【加入者ご本人】→ ジェネリック医薬品(後発医薬品)の選択

お問い合わせはこちらまで
TEL.011-726-0352 (代表) 受付時間：平日8:30~17:15
〒060-8524 札幌市北区7条東4丁目3-1 新北海道ビル4層
https://www.kyokaikenpo.or.jp/ 協会けんぽ

加入者・事業主の皆さまに取り組みんでいただきたい5つの取組の詳細は、特設サイトからもご覧いただけます。

➡ モニター調査(500サンプルを上限)を実施する(調査結果は次年度広報等に活用)

【参考②】Web（GDN）に掲載した広告



広告(バナー)をクリックすると支部ホームページへ遷移

配信期間: 令和3年3月15日～31日

配信対象: 北海道内の18～74歳の男女

配信機器: パソコン・スマートフォン・タブレット端末

配信回数: ①表示回数: 350万回以上
②クリック達成数: 2万回以上 を想定

北海道支部の保険料率が変更となります

令和3年2月分(3月納付分)から
協会けんぽの保険料率をお知らせします

北海道支部の健康保険料率は変更となります。

任意継続等保険料の方は、令和3年3月分の保険料が変更となります。

令和3年2月分(3月納付分)まで 健康保険料率 **10.41%** → 令和3年3月分(4月納付分)から **10.45%**

介護保険料率も変更となります。

令和3年2月分(3月納付分)まで 介護保険料率 **1.79%** → 令和3年3月分(4月納付分)から **1.80%**

令和3年度保険料額表はコチラ

知ってください！ 協会けんぽのこと

保険料率は都道府県ごとに定められ、前さまの取組が反映されます。

協会けんぽの財政状況は厳しく、皆さまのご理解・ご協力が必須です。

協会けんぽの保険財政の傾向

協会けんぽの収支内訳(令和元年度決算(最終分))

収入 10,624,697万円

支出 10,624,697万円

経済性保険の保険料率の格差は拡大傾向にあり、北海道は全国で2番目の高さである

協会けんぽの都道府県別保険料率は、主に都道府県ごとの一人当たり医療費の多寡により決定される仕組みであり、全国に比べて一人当たり医療費が高い北海道においては、**全国で2番目に高い保険料率**となっております。

下のグラフのとおり、都道府県ごとの格差は年々拡大しており、令和3年度における北海道の保険料率は、最も低い保険料率の静岡県と比較すると、**0.55%以上**もの差が開いています。

この差を縮減に努めます

標準保険料30万円(毎月約29万円以上、31万円未満)の割合に発生する健康保険料は、労務合計月額2,850円/年額にして34,200円にもなります。

格差の取り組みで北海道の医療費の上昇を抑え、保険料率を下げましょう！

① 特定健診等の受診

ご自身の健康状態を確認するために、年度内1回は健診を受診しましょう！

※注: 以下は全国平均の値です。一部は一部適用外がありますので、大変重要です！

【加入者ご本人】 → 生活習慣病予防健診

【加入者ご家族】 → 特定健診

詳しくはこちら **CLICK**

【加入者ご本人】 → 特定健診

詳しくはこちら **CLICK**

また、健康王は、従業員が受け取った給与の総額(所得税控除後の)の一定割合(特定健診率)を算出している場合は、健診が完了した時点で報酬が支払われます。

② 特定保健指導の利用

健診結果で「生活習慣病発症リスクがある」とされた場合の**特定保健指導実施率99%**が全国**ワースト4位**です。

※注: Zoom(ビデオ会議ツール)を活用したWEBによる対応も可能です！

詳しくはこちら **CLICK**

③ 特定保健指導対象者の減少

詳しくはこちら **CLICK**